

令和4年神奈川県議会第1回定例会 防災警察常任委員会

令和4年3月1日

佐々木(正)委員

公明党、佐々木です。

まず、コロナ禍、県警の皆様におかれましては、治安維持をはじめとした日々の職務遂行に心より感謝を申し上げます。

今日は、運転免許センターにおける日曜日の学科試験のオンライン予約等について質問させていただきたいというふうに思います。

昨年、平日の学科試験についてはパソコンとかスマートフォンによるオンライン予約を導入していただいていることは承知をしておりますが、日曜日の学科試験の予約についてはオンライン予約を行っていなかった、今も行っていないことから、県民からの指摘もありまして、昨年12月の常任委員会で私から、日曜日の学科試験もオンライン予約ができるような改善をしていただきたいことを要望させていただいたところです。今年度中に実施できるように調整を進めるという回答も頂きました。

また、平日、休日含めて、一度学科試験を受けて不合格になった方については、それ以降、日曜日の学科試験において再受験ができないというような仕組みになっておりますことから、一度不合格となった方も受験できるように検討をしていただくことを要望させていただいたところでございます。

初めに、日曜日の学科試験はそもそもどのような経緯で始めていただいたのか、お伺いいたします。

運転免許課長

日曜日における運転免許の学科試験は、受験者から日曜日にも運転免許の試験を実施してもらいたいという要望を受け、平成18年4月から開始いたしました。これは、本県独自の施策として全国で初めて実施したものであります。

佐々木(正)委員

その柔軟な対応については敬意を表したいと思いますが、日曜日の学科試験の受験者数について、どのくらい受験されているのかお伺いいたします。

運転免許課長

令和3年中の学科試験の受験者数は、延べ約11万5,000人となっております。そのうち日曜日の学科試験受験者数は約3,700人で全体の約3.2%となっており、1日当たり約72人になります。

佐々木(正)委員

このたび、オンライン予約が導入できることとなった、その理由についてもお伺いいたします。

運転免許課長

初めに、運転免許の取得は、試験に合格したとしても、過去の交通違反や交通事故により運転免許証を交付することができない場合があります。したがって、従来はその調査に必要な情報をはがきに記載して提供していただいております。

そこで、今般、オンライン予約フォームを改修することで、必要な情報を確

認することができるようになり、日曜日の学科試験についてもオンライン予約が可能となったところでございます。

佐々木(正)委員

それはありがたいことですが、学科試験を一度受験して不合格となった方が、それ以降は日曜日の学科試験を受けられないことにしていた理由と、もう一つ、今後こういった方も再受験ができるようになるのか、その辺りについてお伺いいたしたいと思います。

運転免許課長

運転免許センターでは、日曜日は、来場者に応じて平日と比べ運転免許の更新に多くの会場を割り当てていることから、試験会場の確保等が難しく、学科試験については受験者数が限られ、その予約はすぐに埋まってしまう状況でした。こうした理由から、平日に受験することが難しい方々の受験機会を確保するため、日曜日については初回の受験のみを受け付けており、再受験は平日に受け付けておりました。

過去の受験結果について詳細に分析したところ、その合格率は約85%と極めて高く、日曜日の再受験の申込者数は少ないことが見込まれたため、再受験についても日曜日に受け付けるよう見直すことといたしました。

佐々木(正)委員

様々な要望について迅速に対応していただいた県警の柔軟さに大変敬意を表します。

しかし、受験というのは落ちる方もいますよね。ですから、そういう方々に再受験の機会を平等に与えるということは、私は非常に大事だと思っております。そういう今時代が変わってきておりますので、そういうところについても御検討いただいた結果じゃないかと思って、その辺りについてもうかがいたいなと思っております。

それでは、日曜日の学科試験にオンライン予約を導入する具体的な時期についてお伺いいたします。

運転免許課長

日曜日の学科試験のオンライン予約につきましては、本年4月3日日曜日に実施する試験から導入といたします。

なお、この試験の予約は3月3日木曜日から受付を開始いたします。

佐々木(正)委員

3月3日からということで、これについても検討の結果、そういうふうにしていただいたことに本当に敬意を表しますが、予約のオンライン化と再受験が可能となったことのほかに、日曜日の学科試験について改善される点はあるのか、改善する方向性のものがあるのか、それについてもお伺いいたします。

運転免許課長

日曜日は、これまで第一種普通自動車免許及び準中型自動車免許の学科試験を実施していましたが、今回のオンライン化に合わせて、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許の学科試験についても実施することといたしました。

今後も引き続き運転免許試験の受験機会の拡充をはじめ、運転免許の手続をされる方の利便性の向上に努めてまいりたいと思います。

佐々木(正)委員

ぜひ今後もお願いしたいと思えますけれども、昨年から平日の学科試験のオンライン予約をスタートしていただいて、今の答弁にもありましたように日曜日にも今後はオンライン導入がされるということで、県民の運転免許の受験手続の利便性というのは今後も上がっていくのかなということでありがたいと思っております。

また、今後運転免許に関する他の手続においても、オンライン化とかそういうものを検討していただきながら、時代の流れに沿ったシステム構築、随所に導入していただきまして、県民が利用しやすい環境整備をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、高齢者講習の手数料についてお伺いをさせていただきます。

高齢運転者の円滑な免許手続に係る取組については、この委員会でも何度か質問させていただいてまいりました。認知機能検査、高齢者講習の受検、受講待ち期間の解消については、県警の御努力もありまして徐々に短縮が図られてきている部分もあるというふうに思います。

こうした中で、令和4年5月から改正道路交通法が施行されて、新たな検査が導入されるというふうにもお聞きしておりますし、また各種手数料の新設、また変更がなされるということから、自動車教習所における検査や講習の受入れ拡大が期待されているというふうに思います。

そこで、初めに、今回施行される道路交通法の高齢運転者対策に関する改正の概要についてお伺いさせていただきます。

運転免許課長

今回の主な改正については、高齢運転者対策の充実強化を目的とした内容となっております。

まず、75歳以上で一定の違反歴がある方には、更新時の運転技能検査が義務づけられ、検査の結果一定の基準に達しない方は、運転免許証の更新ができないこととなります。なお、この運転技能検査については、当面は教習所等に委託せず、公安委員会が直接実施する予定です。

また、高齢者講習については、現行では認知機能検査の結果により、認知機能の低下に応じ3時間もしくは2時間の講習に分類して実施する必要がありました。改正後は3時間の講習区分がなくなり、2時間の講習に一元化されるため、認知機能検査と高齢者講習を同じ日に実施できるようになります。

佐々木(正)委員

次に、今回の議案にもなっておりますけれども、神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正のうち、高齢運転者対策に関する内容について具体的にお伺いいたします。

運転免許課長

今回新設される運転技能検査の手数料は3,550円となります。高齢運転者講習の手数料は、現行では2時間講習が5,100円、3時間講習が7,950円となっておりますが、改正後に一元化される2時間講習は6,450円となります。ただし、運転技能検査を受講された方は1時間の実車指導が免除され2,900円となります。

また、認知機能検査の手数料は現行は750円であるところ、300円引上げの1,050円となります。

佐々木(正)委員

次に、改正後の手数料の変更に伴う高齢者講習等の委託料についても伺いいたします。

運転免許課長

今回改正となる神奈川県道路交通法関係手数料条例の施行日は、令和4年5月13日となります。施行日以降の高齢者講習と委託契約については、新たな手数料標準額に基づき、今後警察庁から示される新たな高齢者講習の実施要領による必要経費を勘案し、適正な予定価格を算定した上で契約による相手方の見積額により決定することになります。現在、契約に向けた諸準備を行っているところであります。

佐々木(正)委員

それでは、手数料や高齢者講習の見直しによって委託料も増額する可能性があるかと思えますけれども、今後、教習所における高齢者講習とか認知機能検査の受入れ拡大に向けて、県警察としてはどのように取り組んでいくのか、伺いいたします。

運転免許課長

各教習所の管理者等を集めた説明会や各教習所を直接訪問することにより、法改正に伴う高齢者講習や認知機能検査の効率的な実施要領について詳細に説明し、さらなる受入れ拡大に向け協力を依頼しているところです。今後も各教習所との連携を一層強化するとともに、運転免許センター職員が実施する認知機能検査及び高齢者講習の受講者拡大に向け、県警察、ホームページ等の各種広報媒体を活用して周知し、より多くの方に利用していただくことで、受検・受講待ち期間を短縮できるよう努めてまいります。

佐々木(正)委員

最後に要望させていただきますが、講習内容、手数料が見直されることに伴って、適正な契約準備をしているということが理解できました。

一方で、高齢運転者による痛ましい事故というのも発生しておりますし、それを防止するための諸対策のうち、運転技能検査それから認知機能検査、高齢者講習、これは大変効果的なものであるというふうにも思います。

そこで、地元の皆様からはなかなか予約が取れない等、今でも指摘がございます。今後、教習所に委託する高齢者講習については、新たな手数料に基づく適正な委託料の算定によって、教習所からさらなる積極的な協力が得られるよう準備を行っていただいて、それとともに自前で実施する運転技能検査や高齢者講習については、講習実施コースの拡大を図る方向で、関係機関と連携、検討をしていただきたいというふうに思います。

今までいろんな議論をしてきましたけれども、やはり地域によっては教習所が物理的に足りないんですよね。ですから、こういうコースを様々な市町村や関係機関と連携をして、簡易的にでもしっかりとしたコースを造っていかねれば、料金だけでは、私は抜本的な解決にはならないというふうに思っています。教習所については、新規の普通免許を取りに来ている方々の教習もありま

すし、法令で決まったこういう高齢者に対する対応なので大変必要ではありませんけれども、県警におかれましては大変苦勞もされながらも進めていただいていることは敬意を表しますが、今後こういう検討もしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。